

2020年4月1日施行「健康増進法改正」に伴う喫煙場所の見直しについて

2020年4月1日より施行される「健康増進法改正」に伴い、また、「健康増進法改正」の趣旨である『望まない受動喫煙をなくす』に基づき、ゴルフ場施設内の喫煙場所について、一部見直しを行いましたので、改めてご案内致します。

1. クラブハウス屋内 (×)
クラブハウス屋内は全面禁煙となります。
2. フロント正面玄関横喫煙エリア (×)
4月1日以降、禁煙エリアとなります。
3. レストラン外テラス (○)
4月1日以降、テラスの一部を限定して喫煙可能エリアとします。
4. 打球練習場 (○)
4月1日以降、場所を限定して喫煙可能とします。
5. 乗用カート (×)
「望まない受動喫煙をなくす」に基づき、原則、禁煙スペースとします。
乗用カートには「灰皿」が設置されていますが、コース内(芝地)への
ポイ捨てを無くすための設置です。
6. ティーイングエリア (○)
コース内は唯一ティーイングエリアのみ喫煙可能エリアとします。

愛煙家の皆様に於きましては、同伴プレーヤーや、他のゴルフ場利用者への受動喫煙の配慮を行い、上記の決められた喫煙エリア、スペースで喫煙下さい。
以上、ご理解とご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

定光寺カントリークラブ 支配人